

令和 8 年 10 月 15 日
日本司法支援センター

令和 8 事業年度日本司法支援センターの会計監査人の公表について

この度、法務大臣から当センターの令和 8 事業年度会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任した旨の通知がありました。

なお、選任のための会計監査人候補者名簿の作成に至る選定経緯は、下記のとおりです。

記

1 選定経緯

- (1) 会計監査人候補者名簿掲載者の選定を行うため、総合評価落札方式による入札に付した。本年 6 月 29 日から当センターホームページ及び掲示板において入札公告を行い、企画提案書等必要書類提出期限までに、有限責任あずさ監査法人及びEY新日本有限責任監査法人の 2 監査法人から企画提案書の提出があった。
- (2) 提出された企画提案書を踏まえて、当センター会計監査人候補者選定委員会で技術点の採点を行った。
- (3) 本年 8 月 10 日に 2 監査法人による入札の開札を行い、価格点の採点を行った。
- (4) 以上の技術点及び価格点の総合評価の結果、第 1 位は有限責任あずさ監査法人であった（総得点：209.585（300点満点））。

2 選定結果

以上より、当センターの会計監査人候補者名簿掲載者として、総得点が第 1 位である有限責任あずさ監査法人を選定した。

3 選定に係る企画提案書評価要領及び評価基準表

別添 1 及び 2 のとおり。

第6期中期目標期間（令和8事業年度～令和11事業年度）における
会計監査人候補者名簿掲載者の選定に係る企画提案書評価要領

日本司法支援センター

本要領は、第6期中期目標期間（令和8事業年度～令和11事業年度）会計監査人候補者名簿掲載者の選定における総合評価方法について定めたものである。

評価の方法、評価基準、会計監査人候補者名簿掲載者の決定等については、以下のとおりとする。

1 総合評価

総合評価は、企画提案内容を評価した「技術点」と入札価格をもとに算出した「価格点」の合計（総合評価点）が最も高い者を落札者とするものである。本調達においては、「技術点」と「価格点」の得点配分を2対1とし、総合評価点は300点満点とする（技術点の満点は200点、価格点の満点は100点）。

2 総合評価の方法

日本司法支援センターは、センター内に会計監査人候補者選定委員会を組織し、当委員会において審査を実施する。当委員会は、総務担当理事、監事、監査室長、本部事務局長、本部総務部長、財務会計課長、その他理事長が指名する者で構成し、理事を委員長とする。

（1）技術点の採点

① 評価者

委員会の委員8名を企画提案内容の評価者とし、当業務を遂行する上で最も優れていると判断される企画提案書を、以下の要領により評価する。

② 評価の方法

技術点は、「基礎点」と「加点（付加価値提案に対する得点）」の合計により算出する。

ア 基礎点項目に対する評価

評価者は、企画提案内容が別紙「評価基準表」に定める基礎点に係る要件を満たしているか否かを企画提案書等に基づき確認し、要件を満たしている場合は、「基礎点」55点を付与する。企画提案内容が基礎点に係る要件を満たしていない場合は、この企画提案を「不合格」とする。企画提案書には、基礎点に係る要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述

されていることが必要であり、文章による意思表示だけにとどまる場合には、要件を満たしていないものとし、「不合格」とすることがある。

イ 加点項目に対する評価

評価者は、企画提案内容が別紙「評価基準表」に定める全ての基礎点に係る要件を満たしている場合には、加点項目に対する評価を行う。

加点項目については企画提案内容に基づき3段階評価を行い、別紙評価基準表に定める配点基準により得点を付与する。

ただし、「ワーク・ライフ・バランス等推進に関する指標」については、以下に掲げる認定に対応する点数を加点する（5点満点とし、複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い認定区分により加点する。）。

① 女性活躍推進法に基づく認定

プラチナえるぼし（5点）

えるぼし3段目（4点）

えるぼし2段目（3点）

えるぼし1段目（2点）

行動計画のみ（1点）

② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

プラチナくるみん（5点）

くるみん（令和7年4月1日以後の基準）（4点）

くるみん（平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準）又はトライくるみん（令和4年4月1日以後の基準）（3点）

くるみん（平成29年3月31日までの基準）（2点）

行動計画（令和7年4月1日以後の基準）（1点）

③ 若者雇用促進法に基づく認定（4点）

上記アの評価により「合格」となった企画提案内容につき、「技術点」の算出を行う。それぞれの企画提案内容の「技術点」は、8名の評価者の付与した点数の合計を平均して算出する（小数点第4位以下切捨て）。

（2）価格点の採点

「価格点」は、入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて算出する。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

ただし、入札価格が、センターの定める入札予定価格の制限の範囲内でない場合には、これを「失格」とし、「価格点」の採点は行わない。

3 会計監査人候補者名簿掲載者の決定

上記２により算出した「技術点」と「価格点」の合計が最も高い者を会計監査人候補者名簿掲載者とする。なお、総合評価点が最も高い者が複数いる場合には、これらの者によるくじ引きを行い、会計監査人候補者名簿掲載者を決定する。

**第6期中期目標期間(令和8事業年度～令和11事業年度)における
会計監査人候補者名簿掲載者選定 評価基準表**

評価者氏名

評価項目及び評価基準

1 会計監査人の職務遂行の適正確保体制		配点			評価
		基礎点	加点	項目小計	
① 基礎点	会計監査人としての職務遂行一般の適正確保に関する体制が、十分にとられているか。	○	-	-	合格 / 不合格
② 基礎点	過去5年間に於いて法人又は社員、使用人等に対する公認会計士法に基づく処分がないか。あったとしても、それに対して適切な措置を講じているか。	○	-		合格 / 不合格
2 独立行政法人等の会計に関する知見及び監査業務等の実績		基礎点	加点	項目小計	評価
① 基礎点	独立行政法人等に対する監査業務の実績は十分か(令和7年度実績による評価)。	○	-	20	合格 / 不合格
②	独立行政法人等に対する助言等支援業務(アドバイザリー業務等)の実績がどの程度あるか(令和7年度実績による評価)。	-	10		10 / 5 / 0
③	日本公認会計士協会又は公的機関における独立行政法人会計制度に関連する専門部会等への関与の実績はどの程度あるか。	-	10		10 / 5 / 0
3 当センターに対する監査実施体制		基礎点	加点	項目小計	評価
① 基礎点	当センターの監査に従事する予定の人員は、当センターの規模や業務内容を踏まえた監査体制として必要十分なものとなっているか。	○	-	40	合格 / 不合格
②	専門性の特に高い分野(税務関係、退職給付関係やIT関係等)への十分な対応ができる体制が確保されているか。	-	20		20 / 10 / 0
③	当センターからの連絡、問合せ、質問等に対して、迅速にレスポンスをする体制になっているか(ある担当者が直ちに対応できない場合にそれを迅速にバックアップする体制が確保されているか等)。	-	20		20 / 10 / 0
4 当センターに対する監査の方針及び提案内容		基礎点	加点	項目小計	評価
① 基礎点	当センターに対する監査の基本方針及び考え方(着眼点、重点項目)は、当センターの業務の特性を踏まえた適正かつ合理的なものとなっているか。	○	-	70	合格 / 不合格
② 基礎点	監査実施計画の提案内容は、無理のない適正な日程と人員配置に基づくものとなっているか。	○	-		合格 / 不合格
③	監査における指導的機能(アドバイザリー機能)について適切な考え方が取られ、特殊案件や過誤案件、新規案件等に対して適切に対応していくことが可能な体制が提案されているか。	-	20		20 / 10 / 0
④	当センターの組織、運営、業務内容に関する十分な知識・理解を持っているか。	-	20		20 / 10 / 0
⑤	当センターの監事及び内部監査部門との連携について、効果的な内容の提案があるか。	-	10		10 / 5 / 0
⑥	複数年度にわたる期間を活かした取組等に関して、効果的な内容の提案があるか。	-	20		20 / 10 / 0
5 その他		基礎点	加点	項目小計	評価
①	当センターの内部統制の整備に関する事項その他について、効果的な内容の提案がなされているか。	-	10	15	10 / 5 / 0
②	ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。	-	5		5 / 4 / 3 / 2 / 1
合 計 (200)		基礎点	加点		
		55	145		

注)「評価」欄が「合格/不合格」の2択となっている項目が、「基礎点」に係る要件である。

「基礎点」に係る要件に、ひとつでも「不合格」があれば、提案全体が「不合格」となる。

提案内容が、すべての「基礎点」に係る要件において「合格」である場合に、「加点」項目に対する評価を行う。

「基礎点」に係る要件以外の項目が、「加点」項目である。

「加点」項目は、「特筆すべき提案あり」/「良好な提案あり」/「評価すべき提案なし」の3段階によって評価する。

(なお、5 その他②は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業であることの認定に基づき評価を行う。)